

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

(商号又は名称) あいグローバル・アセット・マネジメント
株式会社

(代表者) 代表取締役社長 田中 英治

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2020 年 3 月末現在の委託会社の資本金の額 :	425, 000, 000 円
委託会社が発行する株式総数 :	8, 000 株
発行済株式総数 :	7, 660 株
最近 5 年間における資本金の額の増減 :	2015 年 2 月 27 日に 160, 000, 000 円の増資 2016 年 3 月 25 日に 1, 420, 000, 000 円の減資 2016 年 9 月 29 日に 25, 000, 000 円の増資 2016 年 12 月 28 日に 35, 000, 000 円の増資 2017 年 2 月 24 日に 42, 500, 000 円の増資 2017 年 3 月 27 日に 102, 500, 000 円の減資 2017 年 12 月 25 日に 25, 000, 000 円の増資 2018 年 2 月 26 日に 85, 000, 000 円の増資 2018 年 3 月 26 日に 50, 000, 000 円の増資 2018 年 12 月 27 日に 100, 000, 000 円の減資 2018 年 12 月 27 日に 120, 000, 000 円の増資 2019 年 3 月 26 日に 50, 000, 000 円の増資 2019 年 9 月 26 日に 35, 000, 000 円の増資 2020 年 1 月 15 日に 25, 000, 000 円の増資 2020 年 3 月 27 日に 35, 000, 000 円の増資 2020 年 8 月 7 日に 50, 000, 000 円の増資

(2) 委託会社の機構

① 2021年3月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。

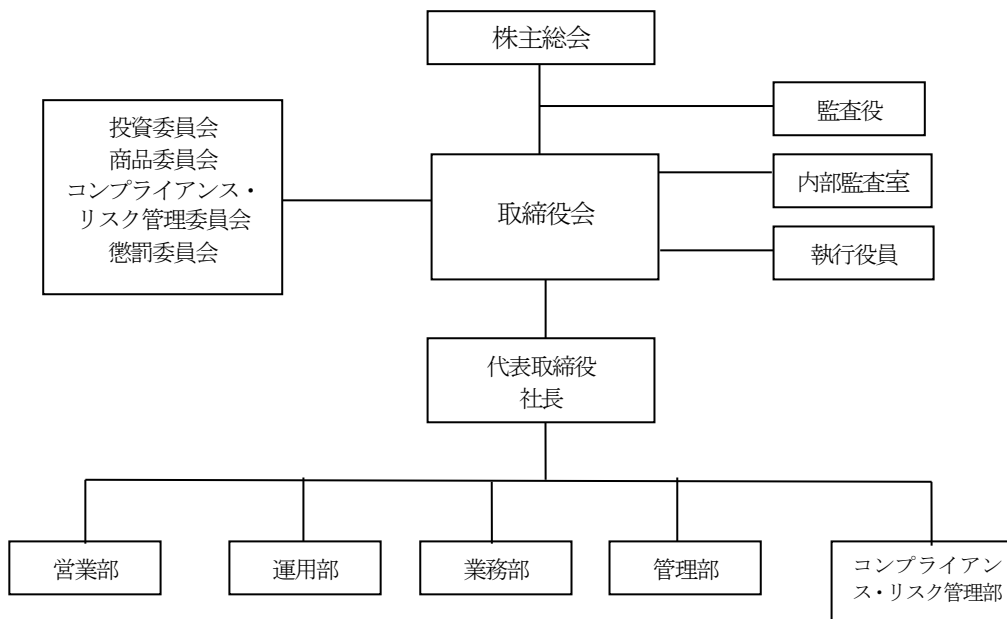
ア) 取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

イ) 各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として投資委員会、商品委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会及び懲罰委員会が、それぞれ設置されています。

② 組織図



③ 投資運用の意思決定機構

ア) 投資委員会

投資委員会は、運用部が策定した運用方針、運用計画に関する協議、決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針、運用計画の見直し方策に関する協議、決定を行います。

投資委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、COO、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、並びにコンプライアンス・リスク管理部の各責任者で構成し、原則として月次で開催されます。運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針、運用計画に基づいて、資産配分、銘柄選択を決定し、売買に関する指図を行います。運用部（トレーディング担当）は、これに基づき、売買の執行及び取引内容の確認を行います。

イ) コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス・リスク管理部（リスク管理担当）による運用実績評価、パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針、運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、COO、内部監査室長、及び各部の責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

2021年3月末現在、委託会社が運用する投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託は除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	4	18,775

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

財務諸表

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,145	72,248
前払費用	3,794	4,942
未収入金	—	0
未収委託者報酬	28,467	59,281
未収収益	37	—
立替金	9,534	12,687
未収消費税等	7,351	—
流動資産合計	117,331	149,160
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	※1 0	※1 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	117,331	149,160
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	30,000	30,000
預り金	2,382	1,563
未払金	3,283	5,061
未払手数料	9,830	21,689
未払費用	1,608	1,978
未払法人税等	4,227	3,214
未払消費税等	—	2,589
流動負債合計	51,332	66,096
負債合計	51,332	66,096
純資産の部		
株主資本		
資本金	425,000	475,000
資本剰余金		
資本準備金	170,000	220,000
その他資本剰余金	6,629	6,629
資本剰余金合計	176,629	226,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△535,630	△618,565
利益剰余金合計	△535,630	△618,565
株主資本合計	65,999	83,063
純資産合計	65,999	83,063
負債・純資産合計	117,331	149,160

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)		当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		68,372		197,484
運用受託報酬		67		10
営業収益合計		68,440		197,495
営業費用				
支払手数料		25,421	※1	67,904
広告宣伝費		5,513		2,154
調査費		16,271		18,523
図書費		203		249
委託計算費		441		535
通信費		3,959		3,827
印刷費		4,126		3,869
諸会費		1,886		1,820
営業費用合計		57,823		98,885
一般管理費				
給料・手当		139,202		114,560
役員報酬		33,600		23,100
租税公課		6,637		6,483
不動産賃借料	※1	20,924	※1	20,924
消耗器具備品費	※1	3,803	※1	3,573
機器賃借料		6,601		7,761
法律専門家報酬		373		2,154
新人採用費		9,775		2,070
業務委託費		23,880		29,902
諸経費	※1	28,933	※1	18,727
一般管理費合計		273,731		229,257
営業損失		263,114		130,647
営業外収益				
受取利息		—		0
助成金収入		—		194
その他営業外収益		6		6
営業外収益合計		6		200
営業外費用				
支払利息	※1	299	※1	442
過年度消費税等		—		602
営業外費用合計		299		1,045
経常損失		263,407		131,492
特別利益				
受贈益		—	※1, ※3	59,511
特別利益合計		—		59,511
特別損失				
支払報酬		—	※4	9,511
減損損失	※2	1,855	※2	493
特別損失合計		1,855		10,004
税引前当期純損失		265,262		81,985
法人税、住民税及び事業税		265		950
当期純損失		265,528		82,935

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,000	75,000	6,629	81,629	△270,101	△270,101	141,527	141,527
当期変動額								
増資	95,000	95,000		95,000			190,000	190,000
当期純損失（△）					△265,528	△265,528	△265,528	△265,528
当期変動額合計	95,000	95,000	—	95,000	△265,528	△265,528	△75,528	△75,528
当期末残高	425,000	170,000	6,629	176,629	△535,630	△535,630	65,999	65,999

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	425,000	170,000	6,629	176,629	△535,630	△535,630	65,999	65,999
当期変動額								
増資	50,000	50,000		50,000			100,000	100,000
当期純損失（△）					△82,935	△82,935	△82,935	△82,935
当期変動額合計	50,000	50,000	—	50,000	△82,935	△82,935	17,064	17,064
当期末残高	475,000	220,000	6,629	226,629	△618,565	△618,565	83,063	83,063

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度まで15期連続して営業損失を計上しており、また、当事業年度において130,647千円の営業損失を計上しており、投資運用業の登録要件である一定の純資産額(50,000千円)の維持及び事業資金の確保が当面必要とされる状況にあります。また、当社は、金融庁より、2021年2月3日付で行政処分(業務改善命令)を受け、2021年2月17日及び同年3月5日付で改善報告書を提出しましたが、重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2021年4月2日付にて、2021年2月3日付の業務改善命令に対しても違反しており、当社が設定及び運用を行う公募投資信託「あい・パワーファンド」及び私募投資信託「あい・パワーファンド(適格機関投資家向け)」の運用・管理の実態が把握できていない状況並びに当社の経営管理態勢の抜本的な見直しのための具体的な再発防止策を策定していない状況に関して、受益者保護の観点から重大な問題があるとして、行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受け、併せて、上記2ファンドの速やかな償還手続をとるよう命じられました。上記2ファンドは当社の主力ファンドであったことから、償還日以降の大幅な減収が見込まれております。

このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消、または改善するため、2021年度内に以下の対応策を講じてまいります。

(1) 再発防止策

当社は、この度の業務停止命令及び業務改善命令を真摯に受け止め、同様事案の再発防止を徹底するとともに、全役職員あげてコンプライアンス遵守の意識を高めつつ、新たな経営管理態勢、内部管理態勢を確立した上で、2021年7月10日までに今回の行政処分に対する改善報告書を金融庁に提出する予定であり、今後とも適切な顧客対応に努めてまいります。

具体的な再発防止策として、以下の取り組みを実施してまいります。

- 役員のコンプライアンス意識の向上と組織体制の見直し
- 社内規程の見直し・マニュアルの策定による手続・運用の明確化
 - イ) 相互牽制を可能とする社内態勢・承認手続の整備
 - ロ) 運用部におけるデューデリジェンスや継続的なモニタリングのプロセスの見直し
 - ハ) 運用部の組織体制の見直し
 - ニ) 業務部及びコンプライアンス部の組織体制の見直し
 - ホ) 投資委員会及び商品委員会の運営方法の見直し
- 手続・運用等についての社内研修の実施
- 社外の専門家による助言態勢

(2) 新たなファンドの立上げ

当社は、上述の通り、コンプライアンス遵守はもちろんのこと、投資運用業を営む金融商品取引業者として投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について十分な調査・検討を実施・継続していく態勢を整備した上で、2021年度内に上記2ファンドの代わりに収益の柱となる新たなファンドを立上げ、事業の安定を図ってまいります。

当社は、投資家の皆様が求める投資機会を得られるよう、業界内外のリソースを活用し、高度な専門性を有した国内外の資産運用手法の発掘・開発から商品化を目標に、当社の経営資源であるグローバル・ネットワークを最大限に活用したファンドの立上げを目指してまいります。

(3) 資金調達

当社は、今後の事業継続並びに収益性のある新たなファンドの確立の為に必要な資金を親会社からの増資等により順次調達し、財務状況の改善を図ってまいります。

具体的には、重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2021年6月4日に親会社からの30,000千円の

借入を実行し、2021年6月25日に前記の借入を返済した上で、新たに親会社から90,000千円の贈与を受けました。

なお、その後も新たなファンドの立上げを含め、事業収益を向上させるための投資を実行するにあたり、順次親会社からの増資等による資金調達を実施してまいります。

(4) 収益性の強化

当社は、収益基盤の改善を進めるために、2021年7月までに経営体制の抜本的な見直しを行い、事業活動の効率化を図るとともに、経費の削減等にも取り組み、継続して収益性の強化に努めてまいります。

具体的な改善策として、人件費を含めた経費の洗い出しを実施し、徹底したコスト削減を実施することはもちろんのこと、お取引先さまの協力のもと、原価低減の交渉も積極的に進めてまいります。

しかしながら、これらの改善策ならびに対応策は現在策定中であり実施途上にあるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度（2021年3月31日）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計上した額

一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、翌事業年度以降の課税所得の見込みに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、過去3事業年度及び当事業年度において、税務上の繰越欠損金が生じており、合理的に仮定した場合に翌事業年度においても税務上の繰越欠損金が見込まれることから、繰延税金資産の回収可能性はないものと判断しております。なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」の注記に記載の通りであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)																																
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業取引による取引高</td> <td>21,677千円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引による取引高</td> <td>299千円</td> </tr> </table> <p>※2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(1,855千円)しております。その内訳は、器具備品719千円、ソフトウェア1,135千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p> <p>※3 —</p> <p>※4 —</p>	営業取引による取引高	21,677千円	営業取引以外の取引による取引高	299千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>営業取引による取引高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>12,725千円</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>21,646千円</td> </tr> <tr> <td>営業取引以外の取引による取引高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>442千円</td> </tr> <tr> <td>受贈益</td> <td>9,511千円</td> </tr> </table> <p>※2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社(東京都港区)</td> <td>事業用資産</td> <td>器具備品、ソフトウェア</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。</p> <p>継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上(493千円)しております。その内訳は、器具備品361千円、ソフトウェア132千円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値(備忘価額)により測定しております。</p> <p>※3 受贈益の内訳は次の通りであります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>当社の取締役であり当社の親会社 i ホールディングス株式会社の代表取締役社長である鄭家恆氏より当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたもの</td> <td>50,000千円</td> </tr> <tr> <td>当社の親会社 i ホールディングス株式会社より当社の行政処分に係る弁護士報酬について負担を受けたもの</td> <td>9,511千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4 行政処分に係る弁護士報酬であります。</p>	営業取引による取引高		営業費用	12,725千円	一般管理費	21,646千円	営業取引以外の取引による取引高		支払利息	442千円	受贈益	9,511千円	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア	当社の取締役であり当社の親会社 i ホールディングス株式会社の代表取締役社長である鄭家恆氏より当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたもの	50,000千円	当社の親会社 i ホールディングス株式会社より当社の行政処分に係る弁護士報酬について負担を受けたもの	9,511千円
営業取引による取引高	21,677千円																																
営業取引以外の取引による取引高	299千円																																
場 所	用 途	種 類																															
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																															
営業取引による取引高																																	
営業費用	12,725千円																																
一般管理費	21,646千円																																
営業取引以外の取引による取引高																																	
支払利息	442千円																																
受贈益	9,511千円																																
場 所	用 途	種 類																															
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア																															
当社の取締役であり当社の親会社 i ホールディングス株式会社の代表取締役社長である鄭家恆氏より当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたもの	50,000千円																																
当社の親会社 i ホールディングス株式会社より当社の行政処分に係る弁護士報酬について負担を受けたもの	9,511千円																																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,280	380	—	7,660

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資 (新株の発行) による増加 380株

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,660	200	—	7,860

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

総数引受契約に基づく増資 (新株の発行) による増加 200株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。

当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	68,145	68,145	—
(2) 未収委託者報酬	28,467	28,467	—
(3) 立替金	9,534	9,534	—
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	—
(5) 未払金	(3,283)	(3,283)	—
(6) 未払手数料	(9,830)	(9,830)	—

(※) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	72,248	72,248	—
(2) 未収委託者報酬	59,281	59,281	—
(3) 立替金	12,687	12,687	—
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	—
(5) 未払金	(5,061)	(5,061)	—
(6) 未払手数料	(21,689)	(21,689)	—

(※) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	68,145
未収委託者報酬	28,467
立替金	9,534
合 計	106,148

当事業年度 (2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内
現金及び預金	72,248
未収委託者報酬	59,281
立替金	12,687
合 計	144,217

3. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2020 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

当事業年度 (2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	319,619	262,295
未確定債務	142	527
減損損失	2,199	1,889
その他	5	—
繰延税金資産小計	321,967	264,712
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△319,619	△262,295
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,347	△2,417
評価性引当額小計(*1)	△321,967	△264,712
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(*1) 評価性引当額が57,255千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が57,324千円減少したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	82,575	—	71,127	—	—	165,917	319,619
評価性引当額	△82,575	—	△71,127	—	—	△165,917	△319,619
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	71,127	—	—	—	191,167	262,295
評価性引当額	—	△71,127	—	—	—	△191,167	△262,295
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載していません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) 親会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所 有(被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残 高
親会社	i ホールデ ィングス (株)	東京都 港区	70 百万円	純粋持株 会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割 当増資 (注2)	114,000	—	—
							短期借 入金	30,000	関係会社 短期借入 金	30,000
							借入金 利息(注 3)	299	未払費用	299
	あい証券 (株)	東京都 港区	250 百万 円	証券業	被所有 直接 40%	増資 転貸借 契約	株主割 当増資 (注2)	76,000	—	—
						不動産 賃借料 (注4)	20,924	前払費用	1,918	
						水道光 熱費	730	—	—	
						消耗器 具備品 費	22	—	—	

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株主割当による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。

3. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所 有（被所有） 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残 高
親会社	i ホールディングス （株）	東京都 港区	70 百万円	純粋持株 会社	被所有 直接 60%	増資 資金の 借入 資金援助 役員の 兼任	増資（注 2） 短期借 入金 借入金 利息（注 3） 受 贈 益 （注 4）	60,000 — 442 9,511	— 関係会社 短期借入 金 未払費用 —	— 30,000 442 —
	あい証券 （株）	東京都 港区	250 百万 円	証券業	被所有 直接 40%	増資 証券投資 信託受益 証券の募 集販売 転貸借 契約	増資（注 2） 証 券 投 資 信 託 の 代 行 手数料 （注 5） 不 動 産 賃 借 料 （注 6） 水 道 光 熱費 消 耗 器 具 備 品 費	40,000 12,725 20,924 713 9	— 未払手数 料 前払費用 — —	— 4,590 1,918 — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 総数引受契約による新株の発行を1株につき500千円で行ったものであります。
3. 市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 当社の行政処分に係る弁護士報酬について負担を受けたものであります。
5. 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
6. 事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は職業	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残 高
役員及 びその 近親者	鄭 家恆	—	—	当社取締役 i ホールディ ングス(株)代 表取締役	被所有 間接 60%	資金援助	受贈益 (注1)	50,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

i ホールディングス(株) (非上場)

あい証券(株) (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	8,616円07銭	10,567円93銭
1株当たり当期純損失金額	36,013円64銭	10,647円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失	265,528千円	82,935千円
普通株式に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失	265,528千円	82,935千円
普通株式の期中平均株式数	7,373株	7,789株

(重要な後発事象)

1. 行政処分

当社は、金融庁より、2021年2月3日付で行政処分（業務改善命令）を受け、2021年2月17日及び同年3月5日付で改善報告書を提出しましたが、2021年4月2日付にて、2021年2月3日付の業務改善命令に対しても違反しており、当社が設定及び運用を行う公募投資信託「あい・パワーファンド」及び私募投資信託「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の運用・管理の実態が把握できていない状況並びに当社の経営管理態勢の抜本的な見直しのための具体的な再発防止策を策定していない状況に関して、受益者保護の観点から重大な問題があるとして、行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受け、併せて、これら2ファンドの速やかな償還手続をとるよう命じられ、2021年6月9日付で償還いたしました。

上記2ファンドは、当社の主力ファンドであったことから、償還日以降、営業収益及び対応する営業費用が大幅に減少する見込みであります。

また、上記2ファンドの償還を実施するに伴い、実質的に運用を停止した2021年4月8日から償還日である2021年6月9日までの間に上記2ファンドの信託財産から控除された運用管理費用（信託報酬）のうち、当社委託者報酬約36百万円を償還時に信託財産へ返金する方法で返上しており、またこの委託者報酬のうち、販売会社の代行手数料約10百万円は、販売会社より当社へ返金する方法で返上される見込みであるため、2022年3月期において、委託者報酬返上による約36百万円の特別損失及び販売会社代行手数料返上による約10百万円の特別利益を計上する見込みであります。

また、従来、上記2ファンドの信託財産にて負担していたファンドの信託事務の処理等に要する諸費用のうち、当社投資運用業の維持に関する諸費用を、償還後は当社にて負担するため、当該償還日以降、月額約1.8百万円程度の営業費用及び一般管理費の増加が見込まれます。

2. 資金の借入

当社は、2021年6月1日開催の取締役会において、30,000千円の資金の借入について決議し、以下のとおり借入を実行いたしました。

(1) 資金用途	運転資金
(2) 借入先	i ホールディングス株式会社
(3) 借入金額	30,000 千円
(4) 利率	年 1.475%
(5) 返済条件	期限一括返済
(6) 借入実行日	2021年6月4日
(7) 返済期限	2022年3月31日
(8) 担保提供又は保証内容	なし

3. 贈与

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、90,000千円の金銭の贈与を受けることを決議し、同日付で贈与契約を締結し、贈与を受けました。贈与の概要は以下のとおりであります。

(1) 資金用途	運転資金
(2) 贈与者	i ホールディングス株式会社
(3) 贈与金額	90,000 千円
(4) 贈与実行日	2021年6月25日
(5) 贈与方法	贈与金 90,000 千円のうち 60,000 千円については金銭による払込とし、残金 30,000 千円については、上記2. の借入金 30,000 千円を i ホールディングス株式会社に返済した上で同社より同日に贈与を受ける。

公開日	2021年6月28日
作成基準日	2020年6月25日
本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
お問い合わせ先	管理部

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区
指定社員
業務執行社 公認会計士 立野 晴朗 ㊞
員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失を計上し、投資運用業の登録要件である一定の純資産額の維持及び事業資金の確保が必要とされる状況にある。また、会社は金融庁より行政処分を受け、会社が設定及び運用を行う公募投資信託「あい・パワーファンド」及び私募投資信託「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の速やかな償還手続をとるよう命じられた。上記2ファンドは会社の主力ファンドであったことから、償還日以降の大幅な減収が見込まれている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は金融庁より2021年4月2日付で行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受け、併せて、主力2ファンドの償還手続をとるよう命じられ、2021年6月9日付で償還した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年6月1日開催の取締役会において資金の借入を決議し、2021年6月4日付で借入を実行した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年6月25日付で贈与契約を締結し、同日付で金銭の贈与を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。